

○ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成27年7月22日

告示第140号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- (4) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (5) 第1号生活支援事業 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業をいう。
- (6) 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- (7) 第1号事業 第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業及び第1号介護予防支援事業をいう。
- (8) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に掲げる事業をいう。
- (9) 指定第1号訪問事業 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）の当該指定（同項の指定をいう。次号において同じ。）に係る第1号訪問事業を行う事業所により行われる第1号訪問事業をいう。
- (10) 指定第1号通所事業 指定事業者の当該指定に係る第1号通所事業を行う事業所により行われる第1号通所事業をいう。
- (11) 居宅要支援被保険者 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険

者をいう。

(12) 介護予防・生活支援サービス事業対象者 介護保険法施行規則第四百十條の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1に定める質問項目（以下「基本チェックリスト」という。）に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げる基準のいずれかに該当する者をいう。

(13) 第1号事業対象者 居宅要支援被保険者（法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護又は同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を利用していない者に限る。）及び介護予防・生活支援サービス事業対象者をいう。

(14) 継続利用要介護者 介護保険法施行規則第140条の62の4第3号に規定する者をいう。

(15) 一定以上所得者 介護予防・日常生活支援総合事業を利用した日（以下「利用日」という。）の属する年の前年（利用日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。ア及び次号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合（アにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。）には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第14号において同じ。）が160万円以上の者をいう。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当する者及び現役世代並み所得者に該当する者を除く。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業を利用した第1号被保険者（法第9条第

1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該利用日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び同年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。以下「雑所得控除後所得金額」という。)の合計額が346万円(当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、280万円)に満たない場合

イ 介護予防・日常生活支援総合事業を利用した第1号被保険者が当該利用日の属する年度(当該利用日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されていない者又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業を利用した第1号被保険者が当該利用日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合

(16) 現役世代並み所得者 利用日の属する年の前年の合計所得金額が220万円以上の者で、介護予防・日常生活支援総合事業を利用した第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該利用日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の雑所得控除後所得金額の合計額が463万円(当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、340万円)以上の者をいう。ただし、前号イ又はウに掲げる場合のいずれかに該当する者を除く。

(17) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第2項に規定する第一号

事業支給費をいう。

(18) 介護予防・生活支援サービス計画 別表第4に定める介護予防ケアマネジメントにより、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用することができるよう作成する計画をいう。

(19) 介護予防サービス計画 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。

(20) 居宅サービス計画 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。

(実施主体)

第3条 介護予防・日常生活支援総合事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができる事業者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。

3 前項の規定により第1号介護予防支援事業の委託を受けた地域包括支援センターは、法第115条の47第1項に規定する厚生労働省令で定める者に対して、当該委託を受けた第1号介護予防支援事業の一部を委託することができる。

4 地域包括支援センターは、前項の規定による委託を行おうとするとき、又は当該委託をした第1号介護予防支援事業の内容を変更しようとするときは、介護予防ケアマネジメント委託(変更)届出書(様式第1号)により、市長に届け出なければならない。

(介護予防・日常生活支援総合事業の内容等)

第4条 介護予防・日常生活支援総合事業の事業の種類、当該事業により提供するサービスの種類、当該事業を利用することができる者(以下「利用対象者」という。)等は、次の各号に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第1号事業 次の表のとおりとする。

第1号事業の種類	提供するサービスの種類	サービスの内容及び利用対象者
訪問型サービス事業(第1号訪問事業)	自立援助訪問型サービス	別表第1のとおりとする。
	家事援助訪問型サービス	
	短期集中訪問型サービス	
通所型サービス事業(第1号通所事業)	健康向上通所型サービス	別表第2のとおりとする。
	健康維持通所型サービス	

	短期集中通所型サービス	
生活支援サービス事業(第1号生活支援事業)	配食サービス	別表第3のとおりとする。
介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント	別表第4のとおりとする。

(2) 一般介護予防事業 別表第5のとおりとする。

(利用の手続き)

第5条 利用対象者は、第1号事業を利用しようとする場合には、ひたちなか市介護保険法施行細則(平成12年規則第33号。以下「法施行細則」という。)第23条第2項の介護予防サービス計画等作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書に介護保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をした利用対象者(以下「届出者」という。)が介護予防・生活支援サービス事業対象者である場合には、当該届出者を別に定める事業対象者台帳に登録するとともに、当該届出者が介護予防・生活支援サービス事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を当該届出者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 前項の場合において、市長は、被保険者証を返付できないときは、当該届出者に対し、法施行細則第6条の2の介護保険資格者証を交付するものとする。

(負担割合証の交付)

第6条 市長は、届出者に対し、介護保険法施行規則第28条の2第1項に規定する負担割合証を、有効期限を定めて交付するものとする。

2 介護保険法施行規則第28条の2第2項及び第4項から第6項までの規定は、前項の規定により同項の負担割合証を交付された届出者のうち介護予防・生活支援サービス事業対象者であるものについて準用する。

(費用の負担)

第7条 介護予防・日常生活支援総合事業を利用した利用対象者(以下「利用者」という。)は、第1号事業を利用した場合には、別表第6に定める額を負担金として支払うものとする。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の利用に際し、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は、利用者の負担とする。

(高額介護予防サービス費相当額の支給)

第8条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用に係る負担の家計に与える影響を考慮し、利用者（指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用した者に限る。以下この条及び次条において同じ。）に対し、高額介護予防サービス費相当額を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費相当額の支給額は、利用者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての介護保険の被保険者（以下この項及び次条第2項第1号において「利用者等」という。）に係る令第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額（以下この項において「利用者負担世帯合算額」という。）から、利用者等に係る次に掲げる額の合計額を控除して得た額に、利用者等に係る前条第1項の負担金（指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業に係るものに限る。次条第2項において同じ。）の額の合計額を加算して得た額を利用者負担世帯合算額とみなして、第2号に掲げる額の算定の例により算定して得た額とする。

（1） 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費の額

（2） 法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費の額

3 高額介護予防サービス費相当額の支給を受けようとする者は、法施行細則第28条の介護保険高額介護（介護予防）サービス費等支給申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合には、支給又は不支給の決定をし、法施行細則第34条の介護保険高額介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給）

第9条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用に係る負担の家計に与える影響を考慮し、利用者に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当額を支給するものとする。

2 高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給額は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 利用者のうち、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用の日の属する月が70歳に達する日の属する月以前の月である者（以下この号において「70歳未満利用者」という。） 利用者等に係る令第22条の3第2項に規定する医療合算利用者負担世帯合算額（同号において「医療合算利用者負担世帯合算額」という。）から、当該70歳未満利用者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての70歳未満利用者（同号において「70歳未満利用者等」という。）に係る次に掲げる額の合計額を控除して得た額に、70歳未満

利用者等に係る第7条第1項の負担金の額の合計額（前条の規定により高額介護予防サービス費相当額が支給される場合にあつては、当該合計額から70歳未満利用者等に係る高額介護予防サービス費相当額の合計額を控除した額）を加算して得た額を医療合算利用者負担世帯合算額とみなして、イに掲げる額の算定の例により算定して得た額

ア 法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費（以下「高額医療合算介護サービス費」という。）の額

イ 法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額医療合算介護予防サービス費」という。）の額

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第115条の2第1項に規定する高額介護合算療養費の額

エ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第84条第1項に規定する高額介護合算療養費の額

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の3第1項に規定する高額介護合算療養費の額

カ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第60条の3第1項に規定する高額介護合算療養費の額

キ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第62条の3第1項に規定する高額介護合算療養費の額

ク 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の3第1項に規定する高額介護合算療養費の額

ケ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第85条第1項に規定する高額介護合算療養費の額

(2) 利用者のうち、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用の日の属する月が70歳に達する日の属する月の翌月以後の月である者（以下この号において「70歳以上利用者」という。） 当該70歳以上利用者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての70歳以上利用者（同号において「70歳以上利用者等」という。）に係る令第22条の3第3項に規定する七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額（同号において「七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額」という。）から、70歳以上利用者等に係る前号アからケまでに掲げる額の合計額を控除して得た額に、70歳以上利用者等に係る第7条第1項の負担金の額の合計額（前条の規定により高額介護予防サービス費相当

額が支給される場合にあつては、当該合計額から70歳以上利用者等に係る高額介護予防サービス費相当額の合計額を控除した額)を加算して得た額を七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額とみなして、同号イに掲げる額の算定の例により算定して得た額

3 前項の場合において、令第22条の2の2第1項に規定する居宅サービス等又は同条第2項に規定する介護予防サービス等を受けた利用者に対し、令第22条の3第2項(令第29条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費が支給されないときにおける高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給額は、当該利用者について前項の規定により算定して得た額に、当該利用者について高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の算定の例により算定して得た額を加算した額とする。

4 高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給を受けようとする者は、高額医療合算介護予防サービス費相当額支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該申請者に対し、ひたちなか市介護保険(総合事業)自己負担額証明書(様式第3号)を交付しなければならない。

5 市長は、医療保険者から高額医療合算介護予防サービス費相当額を通知されたときは、支給又は不支給の決定をし、高額医療合算介護予防サービス費相当額支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(第1号事業支給費)

第10条 利用者(指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用した者に限る。以下この項において同じ。)に係る第1号事業支給費の額は、別表第7に定めるところによる単位に別表第8に定める1単位の単価を乗じて得た額に、100分の90(当該利用者が一定以上所得者の場合にあつては100分の80、現役世代並み所得者の場合にあつては100分の70)を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した第1号事業支給費の金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第11条 利用者が居宅要支援被保険者(法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護又は同条第12項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を利用していない者に限る。)である場合であつて、指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用した者であるときにおける当該利用者に係る第

1 号事業支給費の支給限度額の算定については、法第 55 条第 1 項の規定を準用する。

2 前項に規定する場合において、当該利用者が法第 52 条に規定する予防給付を受けているときは、当該第 1 号事業支給費の支給限度額と当該予防給付に係る支給限度額との合計額の限度額は、当該第 1 号事業支給費の支給限度額の額とする。

3 利用者が介護予防・生活支援サービス事業対象者である場合であって、当該利用者が指定第 1 号訪問事業又は指定第 1 号通所事業を利用した者であるときにおける当該利用者に係る第 1 号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成 12 年厚生省告示第 33 号）第 2 号イに規定する要支援一の介護予防サービス費等の支給限度額に相当する額とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（受託事業者）

第 12 条 第 3 条第 3 項の規定により委託を受けた事業者（以下「受託事業者」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、当該介護予防・日常生活支援総合事業の利用を申し込む者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、その同意を得なければならない。

2 受託事業者は、利用者の状況に関する情報について、必要に応じて、地域包括支援センターの職員等に提供するものとする。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

（ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の廃止）

2 ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 26 年告示第 37 号）は、廃止する。

（1 単位の単価の特例）

3 指定第 1 号訪問事業又は指定第 1 号通所事業を行う事業所が所在する市町村が定める第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業を利用した場合における第 1 号事業支給費の算定に係る 1 単位の単価が、別表第 8 に定める 1 単位の単価と異なる場合

には、当該指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用した場合における第1号事業支給費の算定に係る1単位の単価は、同表の規定にかかわらず、当該市町村が定める第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用した場合における第1号事業支給費の算定に係る1単位の単価とする。

- 4 指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を行う事業所の所在する市町村が介護予防・日常生活支援総合事業を実施していない場合には、当該指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用した場合における第1号事業支給費の算定に係る1単位の単価は、別表第8の規定にかかわらず、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）の規定による当該市町村に係る訪問介護又は通所介護に要する費用の算定に係る1単位の単価とする。

（準備行為）

- 5 市長は、この告示の施行の日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な業務を行うことができる。

（平成29年8月1日から令和2年7月31日までの間に受けた介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに係る高額介護予防サービス費相当額の特例）

- 6 平成29年8月1日から令和2年7月31日までの間に受けた介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに係る高額介護予防サービス費相当額の支給については、第8条第2項の規定によるほか、令附則第22条の規定の例による。この場合においては、介護保険法施行規則附則第38条及び法施行細則第28条の2の規定を準用する。

- 7 前項の場合における第9条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「前条」とあるのは、「前条又は付則第6項」とする。

（平成29年8月1日から令和2年7月31日までの間に介護予防サービス等を受けた利用者に対する措置についての読替え）

- 8 平成29年8月1日から令和2年7月31日までの間に第9条第3項の介護予防サービス等を受けた利用者に対する同項の規定の適用については、同項中「第22条の3第2項」とあるのは、「第22条の3第2項（令附則第22条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

付 則（平成29年告示第14号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後のひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、平成27年10月1日から適用する。

付 則（平成30年告示第50号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成 30 年告示第 138 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 8 条第 5 項及び第 6 項を削る改正規定並びに付則に見出し及び 2 項並びに 1 項を加える改正規定 公布の日

（2） 別表第 7 の改正規定 平成 30 年 10 月 1 日

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 13 号及び第 14 号、第 10 条第 1 項並びに別表第 6 の規定は、この告示の施行の日以後に行われたひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 2 条第 1 号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）について適用し、同日前に行われた介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第 7 の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行われた介護予防・日常生活支援総合事業について適用し、同日前に行われた介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。

4 改正後の付則第 6 項から第 8 項までの規定は、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年告示第 49 号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年告示第 69 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の第 1 号事業の利用に係る負担金及び第 1 号事業支給費について適用し、同日前の第 1 号事業の利用に係る負担金及び第 1 号事業支給費については、なお従前の例による。

付 則（令和 3 年告示第 92 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 13 号及び第 14 号の規定は、令和 3 年 8 月 1 日以後に行わ

れたひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第2条第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）について適用し、同日前に行われた介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第6及び別表第7の規定は、この告示の施行の日以後に行われた介護予防・日常生活支援総合事業について適用し、同日前に行われた介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。

付 則（令和5年告示第39号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年告示第73号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第7の規定は、この告示の施行の日以後に行われたひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第2条第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）について適用し、同日前に行われた介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。

付 則（令和6年告示第297号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に交付されている国民健康保険被保険者証による国民健康保険の被保険者資格の確認又は本人確認については、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が令和7年12月2日以後であるときは、同月1日までの間）、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前のそれぞれの告示で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示で定める様式によるものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（令和7年告示第165号）

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

訪問型サービス事業

サービスの種類	サービスの内容	利用対象者
自立援助訪問型サービス	身体介護，生活援助その他利用者の自立した生活の営みに資する生活全般の支援を行う。	市内に住所を有する在宅の第 1 号事業対象者のうち，介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたもの
家事援助訪問型サービス	調理，洗濯，掃除等の家事援助（身体介護を除く。）を行う。	市内に住所を有する在宅の者のうち，次に掲げる要件のいずれかに該当するもの （1） 第 1 号事業対象者であって，介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたものであること。 （2） 継続利用要介護者であって，介護予防・生活支援サービス計画又は居宅サービス計画の作成を受けたものであること。
短期集中訪問型サービス	（1） 保健師が利用者の自宅等を訪問し，生活機能に関する問題を把握し，及び評価し，必要な相談等を行う。 （2） 理学療法士，作業療法士等のリハビリテーション専門職等が利用者の自宅等又はその周辺での生活動作，環境等を把握し，自宅内での運動メニューの提案，日常生活上の相談及び指導等を行う。	市内に住所を有する在宅の第 1 号事業対象者のうち，介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたもの

別表第 2（第 4 条関係）

通所型サービス事業

サービスの種類	サービスの内容	利用対象者
健康向上通所型	生活機能訓練その他の利用者の	市内に住所を有する在宅の第 1 号

サービス	心身機能の維持向上に資する支援を行う。	事業対象者のうち、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたもの
健康維持通所型サービス	緩和した基準により、介護保険事業所又はコミュニティセンター、集会所等において、介護予防のための軽易な運動、レクリエーション等を行う。	市内に住所を有する在宅の者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 第1号事業対象者であって、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたものであること。 (2) 継続利用要介護者であって、介護予防・生活支援サービス計画又は居宅サービス計画の作成を受けたものであること。
短期集中通所型サービス	日常生活に支障のある生活行為を明らかにし、これを改善するために、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職等による個別性に応じたプログラムを行う。	市内に住所を有する在宅の第1号事業対象者のうち、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたもの

別表第3（第4条関係）

生活支援サービス事業

サービスの種類	サービスの内容	利用対象者
配食サービス	利用者の居宅における自立した食事その他の日常生活の継続を図るため、栄養バランスのとれた夕食を提供することによる低栄養状態等の改善及び安否の確認を行う。	市内に住所を有する在宅の第1号事業対象者であって介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたもののうち、次に掲げる要件の全てを満たす者。 (1) 低栄養状態等の改善の必要がある者であること。 (2) 単身の世帯等の理由により日常的に食事の準備に支障

	がある者であること。
--	------------

別表第4（第4条関係）

介護予防ケアマネジメント事業

サービスの種類	サービスの内容	利用対象者
介護予防ケアマネジメント	介護予防及び日常生活の支援を目的として、利用者の心身の状況、置かれている環境等の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護予防・日常生活支援総合事業が包括的かつ効果的に提供されるよう、必要な援助を行う。	市内に住所を有する在宅の者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 第1号事業対象者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）であること。 (2) 継続利用要介護者であること。

別表第5（第4条関係）

一般介護予防事業の事業

事業の種類	事業の内容	利用対象者
介護予防把握事業	収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防に係る活動へつなげる。	第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者
介護予防普及啓発事業	介護予防に係る活動の普及・啓発を行う。	
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防に係る活動の育成・支援を行う。	
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を行う。	
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等への理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職等による助言等を行う。	

別表第6（第7条関係）

事業の種類	サービスの種類	負担する額
-------	---------	-------

訪問型サービス事業	自立援助訪問型サービス	別表第7に定める単位に別表第8に定める1単位の単価を乗じて得た額から、その額に100分の90（一定以上所得者の場合にあつては100分の80、現役世代並み所得者の場合にあつては100分の70）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額
	家事援助訪問型サービス	1回につき150円（一定以上所得者の場合にあつては300円、現役世代並み所得者の場合にあつては450円）
	短期集中訪問型サービス	(1) 保健師による訪問 無料 (2) 理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職等による訪問 100円
通所型サービス事業	健康向上通所型サービス	別表第7に定める単位（地域連携加算を除く。）に別表第8に定める1単位の単価を乗じて得た額
	健康維持通所型サービス	から、その額に100分の90（一定以上所得者の場合にあつては100分の80、現役世代並み所得者の場合にあつては100分の70）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額
	短期集中通所型サービス	(1) 送迎あり 150円 (2) 送迎なし 100円
生活支援サービス事業	配食サービス	(1) 普通食 1食につき400円 (2) 制限食 1食につき500円
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント	無料

別表第7（第10条関係）

事業の種類	サービスの種類	単位の算定（1月当たり）
指定第1号訪問事業	自立援助訪問型サービス	(1) 訪問型サービス費Ⅰ（要支援1又は要支援2と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち週に1回程度の訪問型サービスが必要とされた者） 1, 176単位 (2) 訪問型サービス費Ⅱ（要支援1又は要支

		<p>援 2 と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち週に 2 回程度の訪問型サービスが必要とされた者) 2, 349 単位</p> <p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ (要支援 2 と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち週に 2 回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者) 3, 727 単位</p>
指定第 1 号通所事業	健康向上通所型サービス	<p>(1) 通所型サービス費Ⅰ (要支援 1 と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち週に 1 回程度の通所型サービスが必要とされた者) 1, 798 単位</p> <p>(2) 通所型サービス費Ⅱ (要支援 2 と認定された者のうち週に 1 回程度の通所型サービスが必要とされた者) 1, 998 単位</p> <p>(3) 通所型サービス費Ⅲ (要支援 2 と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち週に 2 回程度の通所型サービスが必要とされた者) 3, 621 単位</p>
	健康維持通所型サービス	<p>(1) 基本費用 287 単位/回</p> <p>(2) 運動器機能向上加算 30 単位/回</p> <p>(3) 地域連携加算 10 単位/回</p> <p>(4) 送迎なしの場合の減算</p> <p>ア 片道なし 25 単位</p> <p>イ 往復なし 50 単位</p>

備考

1 この表において「運動器機能向上加算」とは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届出があった体制により、利用者の運動器の機能向上を目的として実施される機能訓練であって利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合において、当該健康維持通所型サービスの提供 1 回につき所定単位数を加算することをいう。

(1) 機能訓練指導の職務に従事する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師

(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)を1名以上配置していること。

(2) 利用者の運動器の機能をサービス利用開始時に把握し、(1)に規定する者又は管理者、従事者その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を健康維持通所型サービス計画(ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱(平成27年告示第142号)第63条第1項に規定する健康維持通所型サービス計画をいう。)に示していること。

(3) 運動器機能向上計画に従い、従事者その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱に定める基準に適合している指定健康維持型サービス事業所であること。

2 この表において「地域連携加算」とは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届出があった体制により、ボランティア、地域の介護予防に係る活動のリーダーの育成等に資すると認められる事業を行った場合において、当該健康維持通所型サービスの提供1回につき所定単位数を当該健康維持通所型サービスの提供を行った事業所のみに加算することをいう。

(1) 事業所と同一日常生活圏域内のコミュニティセンター、集会場等においてサービスを提供すること。

(2) 地域のボランティアをサービスの提供に活用し、軽易な運動、レクリエーション等において補佐的役割を担ってもらうとともに、当該ボランティアに対し、地域の介護予防活動のリーダー育成等につながる指導等を行うこと。

(3) ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号

訪問事業及び指定第1号通所事業の人員，設備及び運営等に関する基準を定める要綱に定める基準に適合している指定健康維持型サービス事業所であること。

- 3 自立援助訪問型サービス及び健康向上通所型サービスにおける指定事業者によるサービスに要する費用の加算及び減算については，自立援助訪問型サービスにあつては地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）別添1の1に定める単位数とし，健康向上通所型サービスにあつては地域支援事業実施要綱別添1の2に定める単位数とする。

別表第8（第10条関係）

事業の種類	サービスの種類	1単位の単価
指定第1号訪問事業	自立援助訪問型サービス	10,21円
指定第1号通所事業	健康向上通所型サービス	10,14円
	健康維持通所型サービス	

様式第1号（第3条関係）

介護予防ケアマネジメント委託（変更）の届出書

年 月 日

ひたちなか市長

殿

所在地

申請者

名称

代表者職名・氏名

次のとおり、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の一部を委託（変更）するので届け出ます。

地域包括 支援セン ター	介護保険 事業所番号		届出種別 (該当に○)	新規	変更
	名称				
	所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		E m a i l			
委託先	介護保険 事業所番号		/		
	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		E m a i l			
委託又は変更をする介護予 防ケアマネジメントの内容					
介護予防ケアマネジメント の一部を委託する期間		年 月 日 ~ 年 月 日			

様式第3号（第9条関係）

ひたちなか市介護保険（総合事業）自己負担額証明書

下記のとおり証明します。

フリガナ					
氏名					
生年月日	年	月	日	性別	証明対象年度
自己負担額証明書整理番号					
保険者番号	082214		被保険者番号		
対象となる計算期間		年	月	日	～
計算期間において被保険者であった期間		年	月	日	～
サービス提供年月	自己負担額	うち70歳～74歳の者に係る自己負担額		摘要	
年8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
年1月分					
2月分					
3月分					
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
計					
年 月 日					
				ひたちなか市長 印	

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)

【医療保険者向け連絡事項】

- ・この証明書は、高額医療合算介護予防サービス費相当額の計算を行うために使用するものであるため、計算基準日時点の介護保険者に原本を提供してください。
- ・当該証明書記載の自己負担額は、医療保険者が行う支給額計算に含めないでください。

様式第4号（第9条関係）

高額医療合算介護予防サービス費相当額支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者 氏名		被保険者 記号		被保険者 番号	
------------	--	------------	--	------------	--

計算対象期間	年 月 から 年 月 まで	
申請年月日	年 月 日	決定年月日 年 月 日
計算対象期間中の 自己負担額の合計	円	支給額 円
給付の種類		
不支給の理由		
備考		
支払方法		
口座払		
お持ちいた だくもの	振込先	金融機関
		口座種目
支払場所	振込先	口座番号
支払期間		口座名義人
年 月 日		ひたちなか市長 印

問い合わせ先

（教示）

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)